

## ○日向市キャリア教育推進懇話会設置要綱

平成25年7月22日  
教育委員会告示第9号

## (設置)

第1条 キャリア教育の総合的かつ計画的な振興及び日向市キャリア教育支援センターの運営等に関する必要な協議を行うため、日向市キャリア教育推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 懇話会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 農林水産業団体関係者
- (3) 商工業団体関係者
- (4) 児童及び生徒の保護者
- (5) 小・中・高等・特別支援学校の校長
- (6) キャリア教育コーディネータ
- (7) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第3条 懇話会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (事務局)

第5条 懇話会の事務局は、日向市教育委員会学校教育課に置く。

## (委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。